

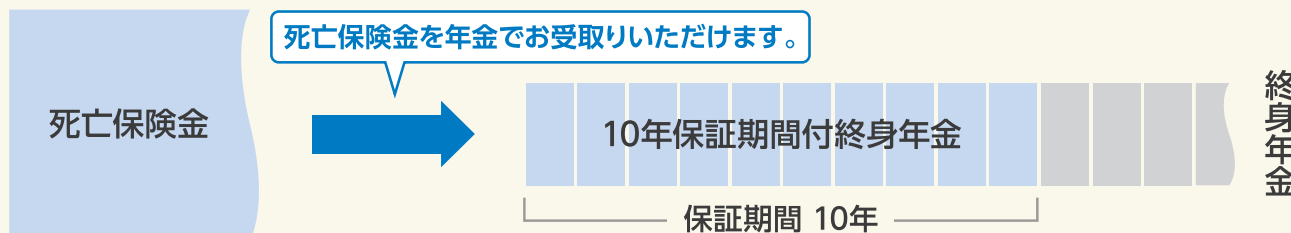
ジブラルタ生命の 保険金等の支払方法の選択に関する特約

特約保険料は
必要
ありません

ニーズに応じて保険金等や解約返戻金のお受取方法を選択いただける特約です。

保険金等の支払方法の選択に関する特約のしくみ

■ 終身保険にこの特約を付加し、保証期間付終身年金(保証期間は10年)を選択された場合のイメージ



■ 選択できる受取方法

受取方法		内容	イメージ
確定年金 (年金支払期間指定型)	年金支払期間: 5~70年(5年単位)	指定された年金支払期間中、その年金支払期間に従い定まる一定額の年金を、お受取りいただけます。	決まった期間受取りたい 年金支払期間を指定
確定年金 (年金額指定型)	年金支払期間: 5年以上(1年単位) ※指定された年金額に応じて定まります。	指定された年金額を、その年金額に従い定まる年金支払期間中、お受取りいただけます。	決まった金額を受取りたい 年金額を指定
保証期間付 終身年金	保証期間: 5年、10年、15年、20年	年金受取人が年金支払日に生存されている場合、年金をお受取りいただけます。(年金開始日における年金受取人の年齢は50歳以上とします。)	生きている限りずっと受取りたい 保証期間
保証期間付夫婦連生 終身年金	保証期間: 5年、10年、15年、20年	年金受取人またはその配偶者のいずれかが年金支払日に生存されている場合、年金をお受取りいただけます。(年金開始日における年金受取人の年齢は50歳以上とします。)	夫婦のどちらかが生きている限りずっと受取りたい 保証期間
据置支払	10年または 保険期間のいずれか 短い期間、据置くことができます。	保険金等や解約返戻金の全部または一部を据置くことができます。	必要になった時に受取りたい 保険金等 据置保険金等

ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。



くわしくは…

受取人について

- 年金受取人は、保険金等の場合は保険金等の受取人、解約返戻金の場合は契約者です。また、据置保険金等の受取人は、その保険金等の受取人です。
- ※豪ドル建年金支払型積立保険（積立利率市場連動期間付）の年金開始日の前日における積立金の一時受取りによる積立金の場合、年金受取人および据置保険金等の受取人は、主契約の年金受取人です。

選択できる受取方法について

- 年金受取人が法人の場合、保証期間付終身年金および保証期間付夫婦連生終身年金のお取扱いはありません。
- 介護保障付終身保険（低解約返戻金型）、米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）、米国ドル建軽度介護保障付終身保険、米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）、介護保障付定期保険（100歳満期）および低解約返戻金特則付介護保障付定期保険（100歳満期）における介護保険金を年金で受取る場合、保証期間付終身年金のお取扱いはありません。
- ※お申込み経路によってはお取り扱いしていない商品があります。

- 介護保障定期保険にこの特約を付加した場合、据置支払のお取扱いはありません。
- 豪ドル建年金支払型積立保険（積立利率市場連動期間付）にこの特約を付加した場合、受取通貨に豪ドルを選択したときは据置支払のお取扱いはありません。

年金受取人等が死亡された場合について

- 確定年金の年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお受取りいただけます。
- 保証期間付終身年金の保証期間中に年金受取人が死亡された場合は、死亡一時金（保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお受取りいただけます。
- 保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間中に年金受取人およびその配偶者のいずれも死亡された場合は、死亡一時金（保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価）をお受取りいただけます。

死亡保険金を年金受取された場合の課税

お取扱いはご契約形態、この特約により指定される年金受取人によって異なります。

契約形態例		特約による年金受取人例	税金の種類	
契約者 (保険料負担者)	被保険者		保険金支払事由発生時の死亡保険金に対する税金の種類	毎年の年金受取時の税金の種類
夫	夫	妻または子	相続税*1	所得税・住民税 (雑所得)*2
夫	妻または子	夫	所得税・住民税 (一時所得)	
夫	妻(または子)	子(または妻)	贈与税	

*1 この契約形態の場合において相続税非課税枠の適用が可能です。
 *2 所得税・住民税(雑所得)は、相続税、所得税・住民税(一時所得)または贈与税の課税対象にならなかった部分にのみ課税されます。
 ※当パンフレットに記載の情報は法律上または税務上の助言ではありません。当パンフレットの記載をもって専門家の助言に代えることはできません。

その他

- ご契約時にこの特約を付加することはできません。
- 契約者が法人・個人事業主の場合に限り、保険金等のお支払事由発生前にこの特約を付加することができます。この場合、確定年金(年金支払期間指定型)のみのお取り扱いとなります。(年金支払期間は5年、10年です。)なお、課税については、所轄税務署等にご確認ください。
- 解約返戻金(年金開始日の前日における積立金の一時受取りによる積立金を含みます)の場合、年金受取りまたは据置支払は、契約日から5年経過している場合にお取り扱いします。
- ※主契約の保険料払込期間が5年より短い場合は保険料払込期間経過後、一時払契約の場合は契約日から5年経過後からお取り扱いします。
- ※特約のみの解約返戻金の場合についても、年金受取りまたは据置支払は、その特約の保険期間の始期から5年経過(その特約の保険料払込期間が5年より短い場合は保険料払込期間経過後)している場合にお取り扱いします。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取り扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取り扱いとなります。「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

■当パンフレットに記載している税務取扱については、2023年9月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

<引受保険会社>

<お問合せ先(担当者)>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

一般のお客さま **0120-37-2269** (通話料無料)

募集代理店を通じてご加入されたお客さま **0120-78-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

